

特定技能外国人受入事業実施法人への加入を検討されている企業の皆様へ

特定技能外国人の受入れを目的に、当協会への入会についてお問い合わせいただく
ケースが増えております。

特定技能外国人の受入れを実施する建設企業は、一般社団法人建設技能人材機構
(JAC) への直接加入、または JAC の正会員である建設業者団体及び傘下団体（当
協会も含む）への加入が必要となります。

当協会へ入会する場合、入会資格基準を満たしていることが必要になりますので、
お問合せいただく前にご確認くださいませようお願いいたします。

[入会資格基準及び入退会に関する規程](#)

[入会金及び会費に関する規程](#)